

改正

平成26年9月30日規則第19号

越生町水道事業給水条例施行規則

越生町水道事業給水条例施行規則（平成10年規則第14号）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、越生町水道事業給水条例（平成10年条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申し込み）

第2条 条例第5条の規定による給水装置工事（以下「工事」という。）の申し込みは、給水装置工事申請書（様式第1号）による。

2 前項の申し込みが次の各号の1に該当する場合は、供給依頼書（様式第2号）に必要書類を添えて提出させることができる。

- （1） 宅地開発及び共同住宅
- （2） 店舗
- （3） 工場及び事務所
- （4） 病院及び診療所
- （5） 土地区画整理事業
- （6） 公共公益施設
- （7） その他町長が必要と認めたもの

（水道加入金）

第3条 条例第6条第2項の規定によるただし書は、公共公益事業に係る給水装置の新設又は改造をする工事で、予算の執行上、工事申し込みの際、納付できない場合とする。

2 水道加入金は土地に帰属するものとする。ただし、土地区画整理事業等による換地の場合はこの限りではない。

（新設等の費用負担）

第4条 条例第7条の規定によるただし書は、町長が工事を施行する場合で、次の各号の1に該当

する場合とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項による市街化区域内で将来その給水管より分水する可能性があり費用の均一化のため適当と認めた場合
- (2) 町の配水管及び給水管の布設計画によるもので既存の給水装置の機能を補償する場合
- (3) 町に寄付される給水装置の布設替、口径の拡大等によるもので既存の給水装置の機能を補償する場合
- (4) その他公益上適当と認めた場合
(工事の施工)

第5条 条例第8条第2項の規定により指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が、工事を施工する場合は、次の各号により申請及び届け出をしなければならない。

- (1) 工事の申請 給水装置工事申請書（様式第1号）
- (2) 工事竣工の届出 給水装置工事竣工届（様式第3号）

2 条例第8条第3項の規定による利害関係人の同意書は、次の各号とし、同意書の提出ができない場合は、誓約書をもってこれに替えることができる。

- (1) 家屋所有者の承諾
- (2) 土地所有者の承諾
- (3) その他町長が必要とするもの

3 条例第8条第4項の規定による指定工事事業者に関する事項は、越生町水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年規程第3号）による。

（給水管及び給水用具の指定）

第6条 条例第9条の規定による給水管及び給水用具の指定及び工事に関する指示は、給水装置の構造・材質及び工事指示書（様式第4号）による。

（工事費の算出方法）

第7条 条例第10条第3項の規定による工事費の算出方法は、受託工事実施要領（平成10年要領第号）による。

（工事費の予納）

第8条 条例第11条の規定による工事費の概算額が、工事の申し込み後1ヶ月を経過し、かつ、催告を発しても納入されないときは、当該受託工事の申し込みは取り消されたものとみなす。ただし、町長が認めたときはこの限りではない。

2 条例第11条の規定によるただし書は、公共公益事業に係る工事で、予算の執行上、工事費の予

納ができない場合とする。

(給水装置の変更等の工事)

第9条 条例第12条の規定によるその他特別の理由とは、次の各号に定める工事をいう。

- (1) 土地区画整理事業
- (2) 道路及び下水路の拡幅並びに改修工事
- (3) 下水道事業
- (4) 電気、電話、ガス等の公共公益工事
- (5) その他町長が認めた工事

第3章 給水

(給水契約の申し込み)

第10条 条例第14条の規定による給水契約の申し込みは、給水契約申込書(様式第5号)による。

(給水装置の所有者の代理人及び管理人)

第11条 条例第15条の規定による代理人又は条例第16条の規定による管理人をおくときは、代理人・管理人設置届(様式第6号)を提出しなければならない。

(水道メーターの設置)

第12条 条例第17条第1項の規定のただし書により計量しないで給水する場合は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 公衆用
- (2) 消火用(私設の消火栓を除き消防貯水池の給水を含む。)
- (3) その他町長が認めた場合

(水道の使用中止、変更等の届け出)

第13条 条例第19条第1項及び第2項の規定による届け出の様式は次の各号のとおりとする。

- (1) 水道の使用を中止するとき。水道使用中止願(様式第7号)
- (2) 水道の用途を変更するとき。水道用途変更願(様式第8号)
- (3) 消防演習に消火栓を使用するとき。消火栓使用願(様式第9号)
- (4) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき及び給水装置の所有者に変更があったとき。水道使用者・所有者変更届(様式第10号)
- (5) 消火用として水道を使用したとき。消火栓使用届(様式第11号)
- (6) 管理人又は代理人の氏名若しくは住所に変更があったとき。代理人・管理人変更届(様式第12号)

2 給水装置の所有者又は使用者が死亡した場合、町長は前項の届け出がなくても変更することができる。

(水道使用者等の管理上の責任)

第14条 条例第21条第2項の規定によるただし書は、配水管から分岐して設けられた給水管から水道メーターまでの間において、水道使用者等の責に帰さない事故で、修繕を必要とする場合とする。

(給水装置及び水質の検査)

第15条 条例第22条の規定による給水装置及び水質の検査を請求するときは、給水装置・水質検査請求書(様式第13号)を提出しなければならない。

2 検査の結果は、給水装置・水質検査結果通知書(様式第14号)により請求者に通知する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第16条 条例第23条の規定による者のほか、次の各号に該当する者は、料金の支払義務を負うものとする。

- (1) 水道の給水契約及び使用中若しくは給水装置廃止の届け出をしなかった者
- (2) 正規の届け出をしないで給水装置を使用した者

(使用水量及び用途の認定)

第17条 条例第26条の規定による使用水量及び用途の認定は、前4ヶ月間の使用水量及び類似の用途における使用水量、その他事実を勘案して行う。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第18条 条例第28条の規定による概算料金は、口径に応じた1ヶ月当たりの基本料金に臨時使用が終了するまでの月数を乗じて得た金額とする。

2 需要区分の一般用又は共用に使用していた給水装置を臨時使用する場合は、前項の規定にかかわらず概算料金の前納を免除することができる。

(料金の徴収方法)

第19条 条例第29条の規定による料金を納付した後、その料金に増減が生じたときは、その差額を追徴し又は還付する。ただし、町長が必要と認めたときは、納入者の承諾を得て、次の月以後で精算することができる。

(料金等の納期限)

第20条 料金、手数料、工事費及び加入金等の納期限は、その徴収方法の種類別により、次の各号

に定めるところによる。

(1) 納入通知書の方法による場合は、当該通知書を発送した日から14日以内

(2) 口座振替の方法による場合は、当該通知書を発送した日から10日以内

(3) 集金の方法による場合は、当該通知書を発送した日から7日以内

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第21条 条例第31条の規定による料金、手数料等の軽減又は免除を受けようとする者は、水道料金等減免申請書（様式第15号）を提出するものとする。

2 申請の結果は、水道料金等減免通知書（様式第16号）により、申請者に通知する。

(証明)

第22条 水道使用証明等の証明を必要とする者は、水道使用証明申請書（様式第17号）により申請するものとする。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第23条 条例第32条の規定による給水装置の管理のため、使用者の居宅又は施設に立ち入る場合は、身分証明書（様式第18号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(給水の停止)

第24条 条例第34条第1項第1号の規定による給水の停止は、あらかじめ納付すべき金額を期限を定めて督促しても、なお、指定期限内に納入しないときとする。

2 条例第34条第1項各号の規定により、給水を停止するときは、給水停止予告通知書（様式第19号）により、あらかじめ使用者に通知する。

3 町長は、使用者の申し出により特別の事情があると認めたときは、給水の停止を猶予することができる。

(給水装置の切り離し)

第25条 条例第35条の規定によるもののほか、所有者の申し出により給水装置を廃止するときは、給水装置廃止届（様式第20号）を提出するものとする。

第6章 貯水槽水道の管理等

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第26条 条例第37条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
- ア 水槽の清掃を1年ごとに1回、定期に行うこと。
 - イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
 - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味、その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は町長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

第7章 補則

(委任)

第27条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

供 給 依 頼 書

年 月 日

(宛先)越生町長

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話

印

給水装置の新設等の申し込みをしたいので、越生町水道事業給水条例第5条及び同条例施行規則第2条第2項の規定により、承認を願いたく申請いたします。

なお、供給条件等は別途協議いたします。

施 工 場 所	
目 的	
面 積	
区 画(戸・室)	
使用年月日(予定)	年 月 日
計画人口及び水量	
添 付 書 類	案内図・位置図・平面図(各階別)・水量計算書

様式第3号

給水装置 新設 修繕 工事竣工届
 改造 撤去

(宛先)越生町長

管 理 者	課 長	課長補佐・ 主 幹	係長・主査	主 任	係	申請書 収 受 番 号	第 号 年 月 日 越 生 町 水 道	
給水装置工事を竣工したので、検査願いたく 越生町水道事業給水条例第8条及び同条例施行 規則第5条の規定によりお届けいたします。 給水装置工事事業者 住 所 氏 名 電 話 番 号 主任技術者名				私、給水装置工事主任技術者は、書類検査及び現 地検査により給水装置が構造・材質基準に適合して いることを確認いたしました。 年 月 日 給水装置工事 主任技術者				
				使 用 材 料 確 認 表				
給水装置場所	越生町			材 料 名	形状・ 規 格	数 量	単 位	製 造 会 社
住 所 ふりがな 給水装置所有者	----- 印							
住 所 ふりがな 給水装置使用者	----- 印							
給水装置の種別	1 専用 2 共用 3 私設消火栓							
給水装置の需要 区分	1 一般家庭用 2 営業用 3 臨時用							
分 水 方 法	1 サドル 2 チーズ							
給 水 装 置 の 口 径 等	分岐本管	管種						
	給水管	口径	mm					
		管種						
		口径	mm					
水 栓 数	栓							
着 工 年 月 日	年 月 日							
竣 工 年 月 日	年 月 日							
検 査 年 月 日	年 月 日							
止水栓及びメーターオフセット								

様式第4号

様式第4号

給水装置の構造・材質及び工事指示書

年 月 日

指定工事業者 様

越生町長

越生町水道事業給水条例第9条及び同条例施行規則第8条の規定により、給水装置工事について、次のとおり指示します。

工事承認番号	越水第 号	年 月 日
給水装置工事名		
給水装置工事場所		
指示事項		

様式第5号

給水契約申込書

年 月 日

(宛先)越生町長

水道使用者 住 所

ふりがな
氏 名

印

電 話

越生町水道事業の給水を受けたいので、越生町水道事業給水条例第14条及び同条例施行規則第10条の規定により、承認を願いたく、給水契約を申し込みます。

給水を受ける場所				
給水装置の所有者	住所 氏名			
使用の開始時期	年 月 日	用途	専用 1	一般 2 臨時 共用
水道料金の納入	水道料金は、納入通知書又は口座振替の方法により、納入期限までに確実に納入いたします。			

給水契約承諾書

越水第 号

年 月 日

年 月 日付申込のあった給水契約については、次の条件を付して承諾いたします。

- 1 使用の開始年月日までに水道メーターを設置いたしますので、善良な管理者の注意をもって水道メーターを管理してください。管理義務を怠ったために、水道メーターを亡失又は棄損した場合は、その損害額を弁償していただきます。
- 2 給水装置は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し又は漏水しないよう管理し、異常があるときは、直ちに町長に届け出てください。管理義務を怠ったために生じた損害又は給水装置の修繕を必要とするときは、その費用は、水道使用者に負担していただきます。
- 3 水道の使用をやめるとき、水道使用者に変更があったとき等は、所定の届出をしてください。
- 4 水道の使用にあたっては、この条件のほか、越生町水道事業給水条例及び同条例施行規則を順守してください。

越生町長

印

水道課記入欄						
給水区番号		水栓番号		台帳 処 理 欄	受付年月日	年 月 日
量水器番号		口 径	mm		通知年月日	年 月 日
検定期限	年 月 日				調定簿	年 月 日
前回指針	(月 日)				月割計算	ヶ月
開栓指針	(月 日)				端末入力	年 月 日

様式第6号

代理人・管理人設置届

年 月 日

(宛先)越生町長

給水装置所有者 住 所

ふりがな

氏 名



電 話

下記の給水装置について、越生町水道事業給水条例第15条又は第16条及び同条例施行規則第11条の規定により、代理人又は管理人を定め、条例に定める事項を処理させますので、お届けいたします。

給水装置の所在地	
給水装置の所有者	
代理人・管理人の設置年月日	年 月 日
給水装置の共有又は供用者	住所 氏名

代理人又は管理人 住 所

ふりがな

氏 名



電 話

水道課記入欄

給水区番号		水栓番号		台 帳 処 理 欄	受付年月日	年 月 日
量水器番号		口 径	mm		処理年月日	年 月 日
検定期限		年 月 日			調定簿	年 月 日
前回指針		(月 日)			端末入力	年 月 日
開栓指針		(月 日)				

様式第7号

水道使用中止願

年 月 日

(宛先)越生町長

水道使用者等 住 所

ふりがな

氏 名

Ⓜ

電 話

水道の使用を中止したいので、越生町水道事業給水条例第19条及び同条例施行規則第13条の規定により、お届けいたします。

使用中止年月日	年 月 日
給水装置の所在地	
給水装置の使用者	住所 氏名 Ⓜ 電話 ()
給水装置の所有者	住所 氏名 Ⓜ 電話 ()
給水装置の代理人	住所 氏名 Ⓜ 電話 ()
給水装置の管理人	住所 氏名 Ⓜ 電話 ()
備 考	

水道課記入欄

中止手数料	1 窓口支払済 2 口座振替 3 納入通知書 4 未納 5 その他				
使用水量	閉栓指針	-	前回指針	=	m ³
メーター撤去	年 月 日				
給水区番号	水栓番号		台 帳 処 理 欄	受付年月日	年 月 日
量水器番号	口 径	mm		処理年月日	年 月 日
検定期限	年 月 日			調定簿	年 月 日
前回指針	(月 日)			月割計算	ヶ月
閉栓指針	(月 日)			端末入力	年 月 日

様式第8号

水道用途変更願

年 月 日

(宛先)越生町長

水道使用者等 住 所

ふりがな

氏 名

⑩

電 話

水道の用途を変更したいので、越生町水道事業給水条例第19条及び同条例施行規則第13条の規定により、お届けいたします。

用途変更年月日	年 月 日
給水装置の所在地	
給水装置の使用者	住所 氏名 電話 ()
給水装置の所有者	住所 氏名 電話 ()
給水装置の代理人	住所 氏名 電話 ()
給水装置の管理人	住所 氏名 電話 ()
現 用 途	専用給水装置 1 一般用 2 臨時用 共用給水装置
新 用 途	専用給水装置 1 一般用 2 臨時用 共用給水装置
備 考	

水道課記入欄					
中止手数料	1 窓口支払済 2 口座振替 3 納入通知書 4 未納 5 その他				
使用水量	閉栓指針		- 前回指針		= m ³
メーター撤去	年 月 日				
給水区番号	水栓番号		台帳処理欄	受付年月日	年 月 日
量水器番号	口 径	mm		処理年月日	年 月 日
検定期限	年 月 日			調定簿	年 月 日
前回指針	(月 日)			月割計算	ヶ月
閉栓指針	(月 日)			端末入力	年 月 日

様式第9号

消 火 栓 使 用 願

年 月 日

(宛先)越生町長

水道使用者等 住 所

ふりがな

氏 名



電 話

消火栓を使用したいので、越生町水道事業給水条例第19条及び同条例施行規則第13条の規定により、お届けいたします。

使用年月日・時間	年 月 日 時 分から 時 分まで 分間		
使 用 場 所	越生町	番地	宅付近
使 用 目 的			
使 用 水 量	m ³	消火栓番号	
使 用 責 任 者	住所 氏名	電話	()
私設消火栓所有者	住所 氏名	電話	()
備 考			

水道課記入欄			
立会職員名		参集人数	人
使用水量	m ³	使用時間	時 分から 時 分まで 分間
備 考			

様式第10号

水道使用者・所有者変更届

年 月 日

(宛先)越生町長

水道使用者等 住 所

ふりがな
氏 名

Ⓜ

電 話

給水契約承諾書を周知し、水道の使用者又は所有者を変更したいので、越生町水道事業給水条例第19条第2項及び同条例施行規則第13条の規定により、お届けいたします。なお、水道料金は、変更年月日現在で精算し、権利義務は新使用者又は所有者に継承いたします。

変 更 年 月 日	年 月 日
給水装置の所在地	
新使用者又は所有者	住所 氏名 電話 ()
旧使用者又は所有者	住所 氏名 電話 ()
給水装置の代理人	住所 氏名 電話 ()
給水装置の管理人	住所 氏名 電話 ()
備 考	

水道課記入欄					
変更手数料	1 窓口支払済 2 口座振替 3 納入通知書 4 未納 5 その他				
使用水量	閉栓指針 - 前回指針 = m ³				
給水区番号	水栓番号	台帳 処 理 欄	受付年月日	年 月 日	
量水器番号	口 径 mm		変更年月日	年 月 日	
検定期限	年 月 日		調定簿	年 月 日	
前回指針	(月 日)		月割計算	ヶ月	
変更指針	(月 日)		端末入力	年 月 日	

様式第11号
様式第11号

消 火 栓 使 用 届

年 月 日

(宛先)越生町長

水道使用者等 住 所

ふりがな

氏 名

印

電 話

消火栓を使用したいので、越生町水道事業給水条例第19条第2項及び同条例施行規則第13条の規定により、お届けいたします。

使用年月日・時間	年 月 日 時 分から 時 分まで 分間		
使 用 場 所	越生町	番地	宅付近
使 用 目 的			
使 用 水 量	m ³	消火栓番号	
使 用 責 任 者	住所 氏名	電話	()
私設消火栓所有者	住所 氏名	電話	()
備 考			

水道課記入欄			
立会職員名		参集人数	人
使 用 水 量	m ³	使用時間	時 分から 時 分まで 分間
備 考			

様式第12号

代理人・管理人変更届

年 月 日

(宛先)越生町長

給水装置所有者 住 所
 ふりがな
 氏 名
 電 話



先に定めた代理人・管理人を変更したいので、越生町水道事業給水条例第19条第2項及び同条例施行規則第13条の規定により、お届けいたします。

変 更 年 月 日	年 月 日
給水装置の所在地	
新代理人・管理人	住所 氏名 電話 ()
旧代理人・管理人	住所 氏名 電話 ()
備 考	年 月 日代理人・管理人を廃止しました。

水道課記入欄				台帳処理欄	受付年月日	年 月 日
給水区番号		水栓番号			変更年月日	年 月 日
量水器番号		口 径	mm		調 定 簿	年 月 日
検 定期限	年 月 日	前 回 指 針	(月 日)		端 末 入 力	年 月 日
開 栓 指 針	(月 日)					

給水装置・水質検査請求書

年 月 日

(宛先)越生町長

水道使用者等 住 所

ふりがな

氏 名

Ⓔ

電 話

給水装置等について、越生町水道事業給水条例第22条及び同条例施行規則第15条の規定により、検査を請求いたします。

給水装置の所在地	
給水装置の使用者	住所 氏名 電話 ()
給水装置の所有者	住所 氏名 電話 ()
給水装置の代理人	住所 氏名 電話 ()
給水装置の管理人	住所 氏名 電話 ()
検査部分	1 水質検査(1 町検査 2 健康項目 3 快適項目 4 性状項目) 2 給水装置(1 水圧テスト 2 量水器 3 給水管 4 その他)
検査を必要とする理由	
備 考	

水道課記入欄					
受付年月日	年 月 日	給水区番号		水栓番号	
量水器番号		口 径	mm	検定期限	年 月 日
検査年月日	年 月 日			検査員	
検査通知書	年 月 日			検査結果	
意見欄	-----				

様式第14号
様式第14号

給水装置・水質検査結果通知書

年 月 日

様

越生町長



越生町水道事業給水条例第22条及び同条例施行規則第15条第2項の規定により、給水装置・水質の検査結果を通知いたします。

給水装置の所在地						
検査請求者	住所 氏名					
検査年月日	年 月 日					
採水年月日	年 月 日	採水場所				
検査部分	1 水質検査 1 町検査 2 委託検査 ①健康項目 ②快適項目 ③性状項目 2 給水装置(1 水圧テスト 2 量水器 3 給水管 4 その他)					
町水質検査結果	PH値	味	臭気	色度	濁度	残留塩素
委託水質検査結果	別紙のとおり					
判定						
備考						

様式第15号

水道料金等減免申請書

年 月 日

(宛先)越生町長

水道使用者等 住 所

ふりがな
氏 名



電 話

水道の料金等の減免を受けたいので、越生町水道事業給水条例第31条及び同条例施行規則第21条の規定により、申請いたします。

給水装置の所在地	
減免を受けたい費用	1 水道料金(年 月分) 2 手数料 3 水道加入金 4 工事費
減免を受けたい理由	
給水装置の使用者	住所 氏名 電話 ()
給水装置の所有者	住所 氏名 電話 ()
備 考	

水道課記入欄	
漏水修理	1 修理済 2 修理依頼中(月頃) 3 未修理 4 その他
修理業者	閉栓指針 - 前回指針 = m ³
使用水量	今回指針 - 前回指針 = m ³
減免水量	閉栓水量 - (前回水量 + 前々回水量) ÷ 2
過去の減免	1 無 2 有(年 月) 減免を受けた費用 1 水道料金 2 工事費 3 加入金
減免の可否	1 可 2 不可 理由
給水区番号	水栓番号
量水器番号	口 径 mm
検定期限	年 月 日
前回指針	(月 日)
閉栓指針	(月 日)
台帳処理欄	受付年月日 年 月 日
	処理年月日 年 月 日
	調定簿 年 月 日
	月割計算 ヶ月
	端末入力 年 月 日

様式第16号
様式第16号

水道料金等減免通知書

越水第 号

年 月 日

水道使用者等

氏名 様

越生町長



年 月 日付申請のあった水道料金等の減免については、越生町水道事業給水条例施行規則第21条第2項の規定により、次のとおり通知する。

給水装置の所在地	
減免の可否	1 減免を承認する 2 減免を却下する
減免可否の費用	1 水道料金(年 月分) 2 手数料 3 水道加入金 4 工事費
減免可否の理由	
減免の金額	
備考	

様式第17号

水道使用証明申請書

年 月 日

(宛先)越生町長

給水装置所有者 住 所

ふりがな
氏 名



電 話

越生町水道の使用証明が必要なので、越生町水道事業給水条例施行規則第22条の規定により、申請いたします。

給水装置の所在地			
給水装置の使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	水栓番号・口径	mm
給水装置の使用者	住所 氏名	電話	()
給水装置の所有者	住所 氏名	電話	()
備 考			

越 水 第 号
年 月 日

上記のとおり、相違ないことを証明する。

越生町長

水道課記入欄						
給水区番号		水栓番号		台帳処理欄	受付年月日	年 月 日
量水器番号		口 径	mm		通知年月日	年 月 日
検定期限	年 月 日				開栓年月日	年 月 日
前回指針	(月 日)				調定簿	年 月 日
開栓指針	(月 日)				端末入力	年 月 日

<p>身 分 証 明 証</p>	<p>第 号 年 月 日交付</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">写</td><td style="text-align: center;">職 名 _____</td></tr><tr><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">真</td><td style="text-align: center;">氏 名 _____</td></tr></table>	写	職 名 _____	真	氏 名 _____
写	職 名 _____				
真	氏 名 _____				
<p>立入検査及び現金取扱を行う職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>越生町水道事業管理者</p> <p style="text-align: center;">越生町長 印</p>	<p>1 本証明書を携帯する者は、越生町水道事業給水条例第32条による立入検査及び越生町水道事業会計規則第2条による現金を取り扱う職権を行う者で、その関係条文は、次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 2em;">給水条例第32条 町長は、給水装置を検査し、水道事業者に対し、適当な措置を標示することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">規則第23条 条例第32条の規定による給水装置の管理のため、使用者の居宅又は施設に立ち入る場合は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">会計規則第2条 水道事業に企業出納員及び現金取扱員を置く。</p> <p>2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>3 本証の有効期間は、その職務を免ぜられたときまでとする。</p>				

給水停止予告通知書

年 月 日

様

越生町長

印

越生町水道事業給水条例第34条の規定により、給水を停止いたしますので、同条例施行規則第24条第2項の規定により通知します。なお、その関係条文は、次のとおりであります。

第34条 町長は次の各号の1に該当するときは、水道使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者が第10条の工事費、第21条第2項の修繕費、第24条の料金又は第30条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が正当な理由がなくて、第25条の使用水量の算定、又は第32条の検査を拒み又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

給水を停止する日	年 月 日
給水を停止する理由	1 第34条第1号該当 2 第34条第2号該当 3 第34条第3号該当

注意事項

- 1 第1号に該当する場合、水道課において、給水を停止する日までに料金等の入金を確認できれば、給水停止はいたしません。

既に送付した納入通知書で金融機関の窓口、役場会計課又は水道課にて、至急、お支払いをお願いいたします。

- 2 本状到着までに、既に料金等をお支払い済みの場合は、行き違いですのであしからずご容赦ください。この場合、本状は無効ですので、ご了承の上、破棄してください。
- 3 特別の事情がある場合は、至急申し出てください。
- 4 ご不明の点は、下記にお問い合わせください。

連絡先 越生町水道課庶務係

住 所 越生町大字大満629番地

電 話 049-292-3002

様式第20号

給水装置廃止届

年 月 日

(宛先)越生町長

水道使用者等 住 所

ふりがな
氏 名

㊟

電 話

給水装置を廃止したいので、越生町水道事業給水条例施行規則第25条の規定により、お届けいたします。

給水装置の所在地	
廃止する理由	
廃止年月日	年 月 日
給水装置の使用者	住所 氏名 ㊟ 電話 ()
給水装置の所有者	住所 氏名 ㊟ 電話 ()
備 考	

水道課記入欄						
使用水量	廃止指針	- 前回指針		=	m ³	
給水区番号		水栓番号		台 帳 処 理 欄	受付年月日	年 月 日
量水器番号		口 径	mm		処理年月日	年 月 日
検定期限	年 月 日				調定簿	年 月 日
前回指針	(月 日)				月割計算	ヶ月
廃止指針	(月 日)				端末入力	年 月 日